

令和 8 年度議会運営委員会における協議事項

議員削減による条例等の見直しに加え、議会・委員会の在り方・報酬について検討します。

6 月定例会において、「半田市議会の議員の定数を定める条例」の一部改正が行われ、議員定数が 18 人となりました。また、今年度は議会基本条例の検証を行い、時代に即した内容への見直し（先例集の運用を含む）を進めることとされています。加えて、議長任期 1 年の申合せに関する議論や議員報酬の見直しなどの提案も出されており、これらはすべて条例・規則・先例等に関連する事項です。

このことを受け、半田市議会基本条例をはじめとする関連条例案を 12 月定例会に上程するとともに、規則や先例等についても併せて改定したいと考えます。

課題としては、半田市議会における議員の常勤(的)化についての議論があるほか、これまでも常任委員会の正副委員長と委員との役割の偏り、細かな事項も含め、議論し決定すべき課題が山積している状況です。

一方で、現在の半田市議会が積極的に取り組んでいる活動を可視化するとともに、議員の重要な役割である当局への政策提言についても、調査研究テーマの複数化や、これまでの提言内容の検証などを通じて、さらに充実・発展させていくことが重要であると考えます。

半田市議会のこれからの役割やあるべき姿について十分に議論し、活発な議会活動が継続的に発展していくよう、様々な規定やルールを整備・決定していき、議員報酬の見直しについては、報酬審議会が開催される 9 月中旬には方向的結論を出したいと考えます。

※改正を検討する条例等を以下のとおり表記する。

- 【基】 半田市議会基本条例
- 【委】 半田市議会委員会条例
- 【招】 半田市議会定例会招集条例
- 【報】 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 【政】 半田市議会政務活動費の交付に関する条例
- 【会】 半田市議会会議規則
- 【先】 先例

	未決定事項
	新たな協議事項

1. 常任委員会の委員定数と所管事項について

→委員定数:3委員会、各6名

所管:市民経済部を建設産業委員会から総務委員会に移動

所管変更に伴い、「建設産業委員会」を「建設委員会」とする。(総務委員会、文教厚生委員会の名称は現状どおりとする)

⇒ 1. - 1 半田市議会委員会条例の施行日はいつか。

委員の定数(3委員会、各6名)、委員会の名称、所管事項を変更する日はいつか。

→委員の定数、委員会の名称、所管事項を変更する日は、議員の定数が変わる日と同じとする。

2. 委員会等の活動について

①閉会中の調査(政策提言)のテーマを複数設定するか否か。【先】

→テーマ数を明記しない

②政策提言に対する当局の対応状況を検証するか否か。【基】

→検証する

③議員の業務を常勤化するか否か。(出勤時間を定めるか)【先】

→常勤化としない

④委員会の開催を定例化するか否か。(定例化: ■委員会 毎週●曜日 9:30~)【先】

→委員会開催を定例化しない。ただし、月に3回ほど開催する。

⑤委員会を定例開催とした場合、要点筆記を作成する負担を減らすため、非公式会議(議員間討議)として行うか否か。【先】

→非公式会議とせず、事務局は出席

⑥充実した調査研究を行うため、委員任期を2年とするか否か。【委】

→委員任期は現状どおり1年とする

⑦閉会中の調査をどのように行うか明文化するか否か。【先】

→明文化しない

⑧閉会中の調査テーマを複数化した場合、調査のための費用弁償を増額するか否か。

【予算対応】

→複数化する・しないに関わらず増額しない

⑨正副委員長の業務量増加により、手当を新設するか否か。【報】

常任委員会／特別委員会／広報系3委員会／その他

→正副委員長に手当を新設

・常任委員会(予算・決算委員会は除く)正副委員長に新設

・特別委員会、広報系3委員会は常任委員会より額を低く設定

・議会運営委員会は手当を付けない

⇒ ⑨-1 手当金額はいくらが適正か。

常任委員会(予算・決算委員会は除く)／特別委員会／広報系3委員会

※議会として考える適正額。市長に提示する予定。

3. 議員の働き方について

①議員は原則常駐とし、いつでも会議等が開けるようにするか否か。【基・先】

→議員は常駐を原則としない

②通年会期とするか否か。【基・委・招・会】

※通年議会とした場合のメリットデメリット及び事務局当局への影響

→通年会期としない

③議員報酬を適正化するか否か。【報】

→議員報酬を増額する



③－1 議員報酬額はいくらが適正か。

議長／副議長／議員

※議会として考える適正額。市長に提示する予定。

④政務活動を見直し、拡大、増額するか否か。【政】

政務活動費運用指針の見直し ※ICT化への柔軟な対応

－①政務活動費の使途基準の見直し

－②政務活動費の額の見直し

→政務活動費運用指針の使途基準を見直す。政務活動費の額は現状のまま



④－1 政務活動費運用指針の何をどう見直すか。

現指針の課題の洗い出し

4. 議長、副議長の任期について

①議長、副議長の任期をそれぞれ何年とするか。（現状は議長副議長1年）【先】

→議長副議長の任期は1年とする（現状どおり）

②議長、副議長の基本拘束時間を明文化するか否か。【先】

→明文化しない（現状どおり）

5. 議会選出監査委員の是非について

→監査委員を議会としては選出しない

6. 議会基本条例の検証について

①現状把握と今後の方針を確認する。【基】

②必要に応じて条例改正する。前述の2から4の協議結果も反映させる。【基】

資料 2

令和8年度議会運営委員会における協議事項 抜粋 【委員長案】

協議事項 ◆議員報酬の増額
 ◆正副委員長への手当新設
 （議員定数22人→18人）
※議会として考える適正額（市長に対して提示する予定）

（1）現在額：議員定数22人・令和8年度ベースで積算

	金額	人数		
議長	555,000	1	報酬予算年額	124,536,000
副議長	503,000	1	期末予算年額	52,668,350
議員	466,000	20		
期末手当支給率	3.5		年予算合計	177,204,350
期末手当調整率	1.45		議員1人年収	7,956,950

（2）議員定数18人で、議員報酬増額、正副委員長手当新設【委員長案】

	金額	人数		
議長	670,000	1	報酬予算年額	122,760,000
副議長	600,000	1	期末予算年額	51,917,250
議員	560,000	16	正副委員長手当予算年額	2,160,000
期末手当支給率	3.5			
期末手当調整率	1.45			
常任正	20,000	3		
常任副	10,000	3		
特別2・広報3・議運1正	10,000	6	年予算合計	176,837,250
特別2・広報3・議運1副	5,000	6	議員1人年収	9,562,000

0.998 倍
1.20 倍

差額 367,100